

入 札 説 明 書

令和 6 年札幌市告示第 3280 号に基づく入札等については、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）、札幌市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年規則第 79 号）その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日

令和 6 年 8 月 7 日

2 契約担当部局

〒062-8570 札幌市豊平区豊平 6 条 3 丁目 2 - 1 下水道河川局庁舎 3 階

札幌市下水道河川局経営管理部経営企画課契約担当（電話 011 - 818 - 3413 FAX 011-812-5203）

メールアドレス gesui-keieikikaku-keiyaku@city.sapporo.jp

3 入札に付する事項

(1) 借受物品の名称及び数量

下水道台帳管理システムサーバー等 一式

(2) 借受件名の特質等

仕様書による。

(3) 借受期間

令和 6 年 12 月 1 日から令和 11 年 11 月 30 日まで（60 か月）

ただし、本調達は、地方自治法第 234 条の 3 に規定する長期継続契約のため、契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、本調達に係る予算の削除又は減額があった場合には、契約を解除することがある。

(4) 納入期限

令和 6 年 11 月 30 日

(5) 納入場所

仕様書による。

(6) 入札方法

月額で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(3) 令和 4 ～ 7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「物品賃貸業」に登録されている者であること。

なお、上記名簿に登録されていない者でこの入札に参加しようとするものは、次のとおり申請する必要がある。

ア 申請先

札幌市財政局管財部契約管理課（札幌市中央区北 1 条西 2 丁目） 電話 011-211-2152

イ 申請に必要な書類の入手方法

上記アの場所で交付するほか、下記 URL のホームページからダウンロードできる。

https://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/chosei/toroku/9_wto.html

ウ 受付期間

告示日から令和6年9月5日(木)17時00分(必着とする。)まで

- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領(平成14年4月26日財政局理事決裁)の規定に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。

5 入札手続等

(1) 入札書及び審査書類の提出方法等

この一般競争入札に参加する者(以下「入札参加者」という。)は、入札書及び上記4に掲げる入札参加資格の審査に必要な書類(以下「審査書類」という。)を、次のとおり提出しなければならない。

ア 入札書

入札書は別紙1の様式にて作成すること。

イ 審査書類

(ア) 一般競争入札参加資格確認申請書(別紙3)

(イ) 事業協同組合等にあつては、組合員名簿の写し(別紙3に添付して提出)

ウ 入札書及び審査書類(以下「入札書等」という。)の提出期限

令和6年9月25日(水) 16時00分(必着とする。)

エ 入札書等の提出方法

持参又は送付により提出すること。なお、ファックス、電子メールその他の方法による提出は認めない。

オ 入札書等の提出場所

上記2に同じ。(持参の場合は、札幌市下水道河川局庁舎3階 事務室窓口で提出すること。)

(2) 入札書等の提出にあたっての留意事項

ア 入札書の封入等

入札書は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び「令和6年9月26日開札[下水道台帳管理システムサーバー等]の入札書在中」の旨を記載すること。

イ 持参による提出の場合

上記アの封書(入札書)に、審査書類(封入封印不要)を添えて提出すること。

また、代理人が入札する場合にあつては、委任状(別紙2)は入札書と同封せずに提出すること。

ウ 送付による提出の場合

上記アの封書(入札書)及び審査書類を同一の外封筒に入れ(二重封筒とすること。)、外封に「令和6年9月26日開札[下水道台帳管理システムサーバー等]の入札書在中」の旨を記載し、上記(1)ウの提出期限までに必着するように送付すること。

また、代理人が入札する場合にあつては、委任状は入札書と同封せず外封筒に入れること。

エ 入札参加者は、いったん提出した入札書等は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(3) 代理人による入札

ア 代理人(又は復代理人。以下同じ。)が入札する場合には、入札書に入札参加資格者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印(外国人の署名を含む。)をしておくとともに、委任状を入札書とともに提出すること。

イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(4) 入札参加者に要求される事項

ア 入札参加者は、落札決定までの間において、入札書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることとはできない。

- (5) 入札保証金
免除する。

- (6) 入札参加資格の確認

入札参加者から提出された上記(1)イの審査書類を審査した結果、上記4の入札参加資格を有すると認められない者であると確認した場合は、下記6(1)の開札日時までに該当者に通知する。

6 開札等

- (1) 開札の日時及び場所

令和6年9月26日(木) 10時00分

札幌市下水道河川局庁舎 1階入札室（住所は上記2に同じ。）

- (2) 開札

ア 入札者又はその代理人で希望する者は、開札に立ち会うことができる。なお、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札執行者又はその補助者の求めに応じ入札参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状（別紙2）を提示しなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、入札執行者又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合を除き、開札を終えるまで開札場を退場することができない。

- (3) 再度の入札

開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札を行う。

なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

- (4) 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

ア 本入札説明書に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号及び札幌市競争入札参加者心得（平成15年9月10日管財部長決裁）第8項各号の一に該当する入札

イ 札幌市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第6条第3項の規定により入札書を受理した場合で、同条第1項の資格審査が開札日時までに終了しないとき又は参加資格を有すると認められないときにおける入札

ウ 上記5(1)の入札書等の提出以後、落札決定までの間に上記4の入札参加資格を満たさなくなった者がした入札

- (5) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき

7 落札者の決定方法

- (1) 落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

- (2) 同額抽選

落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

(3) 落札の取消し

落札者が次のいずれかに該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しないとき。

イ 契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに、契約保証金を納付しなかったとき。

ウ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

エ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

8 契約締結

(1) 契約保証金

要。契約を締結しようとする者は、契約金額の1年間に相当する額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知(納入通知書到達)の日の翌日から起算して5日後(5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日)までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

(2) 契約書の作成

ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。ただし、契約保証金の納付義務がある場合は、その納付が確認された後とする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(3) 契約条項

別紙4「契約書(案)」のとおり

9 仕様等に関する質問及び回答

(1) 提出方法

質問がある場合は、書面(別紙5)にて、持参、ファクシミリ又は電子メールにより提出すること。

ただし、持参する場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除く毎日、8時45分から17時15分まで。

(2) 提出期限

令和6年9月6日(金) 16時00分まで

(3) 提出場所

上記2と同じ。なお、ファクシミリ及び電子メール送信後は電話により着信確認をすること。

(4) 回答書の閲覧

令和6年9月10日(火)までに、上記2の契約担当部局にて閲覧に供するとともに、札幌市下水道河川局のホームページに掲載する。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 参加資格の説明

上記 4 (3)の後段に基づき、入札参加資格申請を行い、その結果、参加資格がないと認められた場合には、その事実を知り、又は合理的に知り得たときから 10 日以内に、その事由についての説明を書面により求めることができる。

(3) 苦情の申立て

本調達は、政府調達に関する協定の適用を受けるため、調達手続き等に関し、政府調達に関する協定に反していると判断する場合は、その事実を知り、又は合理的に知り得たときから 10 日以内に、書面にて札幌市入札・契約等審議委員会へ苦情を申し立てることができる。

(4) 苦情の申立てに伴う取扱い

上記(3)による苦情の申し立てがなされた場合、札幌市入札・契約等審議委員会の提案等により、落札の取消し、契約締結又は契約執行の停止等があり得る。